

久喜市地域防災計画の改訂について（概要）

計画改訂の背景

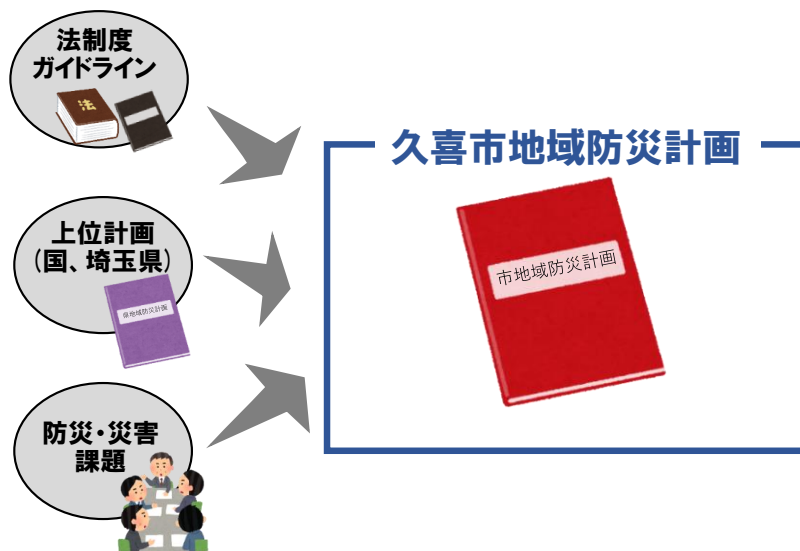
近年、全国各地で風水害や地震等の自然災害が相次いで発生しており、こうした近年の大規模災害の傾向や今後発生が想定される南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の被害想定から、「頻発化」「激甚化」「広域化」「長期化」といったことが災害の特徴として挙げられます。また、新型コロナウイルス感染症の流行により、「新しい生活様式」を踏まえた避難所運営や分散避難等の対応が必要な状況となっています。

本市においては、令和元年東日本台風（台風第19号）において、河川の増水に伴う避難情報の発令や避難所の開設・運営など、様々な対応に追われることとなりました。

このような状況下、本市では、令和元年東日本台風（台風第19号）における災害対応の課題や教訓を踏まえるとともに、近年の災害を踏まえて改正された防災に係る法制度や各種ガイドライン、上位計画である国の「防災基本計画」や「埼玉県地域防災計画」（以下「県防災計画」という。）等との整合を図りつつ、市防災計画をより実効性の高い計画とするため、その改訂を行うこととします。

主な改訂のポイントは以下のとおりです。

- ▼ I 法制度や上位計画（国の防災基本計画、県防災計画）等との整合
- ▼ II 令和元年東日本台風（台風第19号）の本市における課題等を踏まえた見直し



改訂の方針

I 法制度や上位計画（国の防災基本計画、県防災計画）等との整合

市防災計画は、直近では平成31年3月に改訂を行っています。その後、令和元年東日本台風（台風第19号）など、全国各地で自然災害が発生しています。これらの災害の課題や教訓を踏まえ、災害対策基本法や水防法等が改正されたほか、災害対応に係る各種ガイドラインの更新等が行われています。また、こうした状況を踏まえ、県防災計画が見直され、令和3年3月に公表されました。

本市においても、これらの法改正や上位計画である国の防災基本計画、県防災計画との整合を図るため、計画の見直しを行います。

また、改訂の過程において、新たな法改正や上位計画における見直し等が行われた場合は、必要に応じて、逐次、市防災計画に反映していきます。

【市防災計画における主な改訂内容】

(1) 平成30年西日本豪雨、令和元年東日本台風(台風第19号)、及び災害対策基本法の改正を踏まえた避難体制・防災体制の強化

- ・災害対策基本法改正に基づく避難情報及び警戒レベルの運用を踏まえた見直し

【これまでの警戒レベルと避難情報】		【令和3年梅雨期からの警戒レベルと避難情報】	
警戒レベル5	災害発生情報	警戒レベル5	緊急安全確保
警戒レベル4	避難指示(緊急)	〜〜 警戒レベル4までに必ず避難！ 〜	
	避難勧告	警戒レベル4	避難指示
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	警戒レベル3	高齢者等避難

- ・避難の考え方や避難に関する情報への理解促進など、適切な避難を促す普及啓発活動の充実化

(2) その他の改訂

- ・被災者生活再建支援法の改正等による被災者支援制度の拡充を踏まえた見直し
- ・新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえた避難所運営等の見直し
- ・女性や要配慮者、性的少数者への配慮を踏まえた避難所運営等の見直し

Ⅱ 令和元年東日本台風（台風 19 号）の久喜市における課題等を踏まえた見直し

令和元年東日本台風（台風 19 号）では、人的被害は確認されなかったものの、5 件の床上浸水が確認されたほか、利根川・荒川やその支川等の増水により氾濫の危険が生じました。

本市では、令和元年 10 月 12 日の午後 2:00 に災害対策本部を設置し、国や県等の関係機関と連携し対応にあたりました。また、水害の危険性に応じ、市内全域に避難勧告を発令しました。

このときの災害対応に関しては、段階的な避難所開設・職員参集の結果、避難所開設に影響が生じたほか、「防災行政無線の音声が届かない」「市からの情報が届かない」等の市民への情報伝達に関する課題などが挙げられました。

上記の災害対応に関する課題等をふまえ、主に以下の事項について見直し、更新を行います。

【久喜市地域防災計画における主な改訂内容】

（1）初動体制

- ・令和元年東日本台風（台風 19 号）における課題を踏まえた、初動体制の見直し

（2）情報発信

- ・メール配信や SNS など、多様な手段を活用した情報伝達体制の整備、及び外国人を含めた市民への周知・啓発の推進

（3）避難対策

- ・洪水時の避難方法・避難先についての検討
- ・市民一人ひとりが早めの避難行動及び広域避難を検討・実行するための周知・啓発の推進

（4）避難場所対策

- ・避難所開設手順等の確認や職員の配置体制、避難所開設・運営についての見直し

（5）物資調達

- ・備蓄品の充実と分散配置、備蓄品の整理と適正管理
- ・市民への避難時の備蓄品の携帯や防寒対策の呼びかけ